

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

香美市内の事業者数は 1,194 である（令和元年経済センサス）。産業ごとの従事比率は農業、卸小売業、医療・福祉、製造業が上位を占めており、他の市町村と比較して、農業と林業に特化している。また、香美市の有効求人倍率は 0.96 倍（ハローワーク香美（令和 5 年 3 月））、香美市の産業別人口構成は第一次産業が 16.6%、第二次産業が 17.5%、第三次産業が 66%（令和 2 年国勢調査）で構成されており、推移としては第一次産業が減少傾向、第二次産業、第三次産業が増加傾向にある。

香美市は市域の約 9 割が森林となっており、山間部では森林の 7 割を占める人工林を活用した林業や気温差を活かしたユズの生産が行われている。ユズの生産量は全国上位に位置し、ユズを使った加工品は県内外を問わず販売されている。

一方、製造業では国・県の伝統的工芸品・特產品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造が、本市を代表する伝統産業として現在に継承されている。また、高知テクノパークや楠目川添工業団地等を中心に工業面でも地域経済や地域産業の活性化に結びついている。その他の商業についても、商店街を中心に発展し、直販店のほか定期開催型の日曜市や地域電子マネーカード「カミカ」の発行等消費需要の拡大を図り、地域の活性化に繋がっている。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業や特產品振興事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展をしていくことを目指す。

これを実現していくための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

香美市の産業は、農林業、製造業、伝統産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が香美市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現させる必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

香美市の産業は、山間部では林業やユズの生産、中山間地や平野部では農業が盛んであり、特産品であるユズやショウガをはじめとする食品加工工場や製材所、木材加工工場なども点在している。また、平野部では、工業団地（高知テクノパーク、楠目川添団地）のほか、農業機械工場や伝統的工芸品に指定され農林業から発達した土佐打刃物の生産工場や鍛造機械の製造工場や伝統的特産品のフラフ製造工場などもある。

これらの地域で、広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、香美市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

香美市の産業は、その地理的条件から農林業に関する食品加工業、農業機械の製造、木材加工、土佐打刃物に見られる鍛造関連産業やフラフが特徴的である一方で、工業団地における製造工場の誘致にも力を入れている。香美市の市街化区域である中心部は高知市からも近くサービス業も盛んであることから業種は多岐に渡り、多様な業種が香美市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現させる必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年6月17日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。